

経済・生活面の支援

制度の名称	保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できるようになります
支援の種類	介護保険、医療
制度の内容	発災時に、介護保険証、マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは自宅に残したまま避難された方は、次の内容を医療機関や介護サービス事業所等へ申し立てることにより受診・利用できます。 【申し立て内容】 ○住所 ○氏名 ○生年月日 ○電話番号等の連絡先 ○事業所名（社会保険の方） ○加入している組合名（国保組合の方） ○資格を有している自治体名（国民健康保険、後期高齢者医療保険、生活保護等） ○負担割合（介護サービス利用の方） 等 また公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。 【公費負担医療の受給者証等の例】 ○被爆者健康手帳 ○結核患者に対する医療に係る患者票 ○指定難病医療受給者証 ○特定疾患医療受給者証 ○肝炎治療特別促進事業受給者証 ○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 ○児童福祉療育券 ○小児慢性特定疾病医療受給者証 ○未熟児養育医療に係る養育医療券 ○生活保護に係る診療依頼書 ○医療支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証 ○自立支援医療受給者証 など
活用できる方	介護サービスの利用や医療機関等を受診される被保険者
注意事項	発災後、国からの通知の後に適用されます。
お問い合わせ先	〈介護サービス利用〉長寿推進課（本庁舎1階） TEL:0537-21-1142 〈医療機関受診〉国保年金課（本庁舎2階） TEL:0537-21-1143 〈公費関係〉 発行元にご確認ください。